

〈論 文〉

跡継ぎ息子のいない中国農家の生活戦略

——「一人っ子政策」後の華北農村を事例として——

閻 美 芳

要旨：中国漢民族の農村社会においては、伝統的に跡継ぎ息子がいないことは最大の親不孝とみなされ、「絶戸」として差別の対象となってきた。しかし、1979年から2015年まで実施された「一人っ子政策」により、跡継ぎ息子がいない農家は急増した。事例村での現地調査の結果、こうした農家の多くは、従来の慣行に従って無理に男児を確保しようとするのではなく、自らの代で「戸絶」となることを一種の宿命として受け入れ、そのうえで以下のような生活戦略で対応してきたことが明らかになった。第一に、娘を「村内婚」させることである。これにより、耕作に必要な労働力や高齢期の介護を担う人手を確保した。第二に、従来のしきたりを見直し、両親の葬儀においては婚出した娘が後継ぎ息子に代わって儀式を執り行うことを容認するようになったことである。跡継ぎ息子をもたない農家が採用したこれらの生活戦略は、生家の成員が死後を含めて安寧を維持することを基軸としていた。

1. 問題関心

中国農村では伝統的に、跡継ぎ息子がいないことが「祖先に備える線香の火が途絶える（断了香火）」として、最大の親不孝とされてきた。ところが1979年から2015年まで実施されてきた「一人っ子政策」の結果、2020年代半ばの現在では、跡継ぎ息子がいない農家が珍しくなくなった。本稿の事例地の村でも2025年時点で、村全体の19%の農家に跡継ぎ息子がいない状況である。本稿では、このような未曾有の状況に陥った農家が、「親不孝」というレッテルに直面しつつ、どのような生活戦略でこの問題に対処しようとしてきたのかについて、山東省での現地調査をもとに明らかにしていく。

本稿の調査地は、父系の血筋を重視する漢民族の村である。この村では、跡継ぎ息子がいない農家のことを「絶戸」（juehu）あるいは「絶戸頭」（juehutou）と呼ぶ。「絶戸」とは山東省農村の方言であり、跡継ぎ息子がいない農家を差別的に表現する用語である（李霞 2010: 55）。

中国の社会人類学者・費孝通は、こうした父系の家（jia）のつながりを重視する漢民族の特徴

を、「香火」というキーワードを用いて説明している。すなわち、父系の血縁系譜関係の継続を重視する漢民族では、祖先に「孝」を示すためにも、跡継ぎ息子の生育が義務とされてきた。なぜなら、祖先があので生活するために必要となる金銭は、血縁系譜を引く跡継ぎ息子が墓前で行う香火（銭紙を焼く行為）によって賄われなければならないと信じられてきたからである（費 1939 = 2009: 90-91）。こうした背景があるために、「絶戸」や「絶戸頭」といった表現は、死者のあの世での生活に対する不安を強調する言葉としても機能してきたといえるだろう。

一方で「一人っ子政策」は1979年導入当初、厳格に一組の夫婦に一人の子しか産むことを認めなかった。跡継ぎ息子がいない家庭は、当時から政策用語で「女児戸」または「純女戸」と呼ばれており⁽¹⁾、「一人っ子政策」が厳格に施行された場合、跡継ぎ息子がいない家庭が多数生じることは、当時の政策立案者も認識できたはずである（梁中堂 2014: 16）。

こうした「一人っ子政策」の実施に対しては当然、多くの農民から強い反発があった。この反発を受けて、政府は1984年から政策の修正に着手

し、農村部では第一子が女兒であった場合に限り、一定の出産間隔を設ければ第二子の出産を認める措置が導入された。こうして中国の農村部では、小浜正子が指摘しているように、実質的に「一・五子」体制（第一子が女兒の場合のみ、第二子出産可）へと移行した。とはいえ、この体制が一世代以上にわたって実施された結果、多くの家庭において跡継ぎ息子をもつことができず、父系の血筋を維持することが困難となった（小浜 2020: 345）。

上述のように、本稿の事例地である山東省の農村でも、「一人っ子政策」の実施により、跡継ぎ息子がいない農家が数多く生まれた。跡継ぎ息子は農業生産における労働力であるだけでなく、老親扶養や、祖先の祭祀を担う存在とされてきた。では事例地の村人たちは、どのようにして跡継ぎ息子がいないという現実を受け入れ、老後の生活保障を確保しようとしてきたのだろうか。本稿では、跡継ぎ息子がいない農家に焦点を当てることで、「一人っ子政策」下において、家（jia）意識と折り合いをつけつつ、どのように各家の生活戦略を立てて暮らしを成り立たせてきたのかについて明らかにする。

2. 先行研究の整理

ここでは先行研究を整理し、本稿の事例考察に向けた視座を得たい。

2.1 「戸絶」と「絶戸」との関係

漢民族の農村において、なぜ跡継ぎ息子がいない農家が差別や忌避の対象とされてきたのかについて知るには、中国歴代王朝の裁判資料や満州鉄道による中国農村調査などの資料をもとに中国家族法の原理を論じた滋賀秀三の考察が、漢民族の「家（jia）」文化の本質を理解するうえで参考になる。

中国の王朝時代において、跡継ぎ息子がいない家庭を指す法律用語として、「戸絶」があった。滋賀によれば、「戸絶」とは、一戸のうちに男性またはその妻が一人も存在しなくなった状態を指す。たとえその家に未婚の娘がいたとしても、彼女はいずれ他家に嫁ぐべき存在とされたため、家

系を継ぐ者とは見なされなかった。そのため、娘の有無にかかわらず「戸絶」と判断されたのである（滋賀 1967: 395）。

中国の「戸絶」を考える際には、漢民族の「宗族」という組織の特殊性を視野に入れる必要がある。さきの滋賀の整理によれば、宗族の「宗」とは、女系を排除した親族概念であり、共同祖先から分かれ出た男系系統の枝々のすべてを総括して指す言葉であるという。この宗族の結成原理は、「同姓不婚」（同じ姓の者と結婚してはならない）と「異姓不養」（異なる姓の者を養子にしてはならない）である。「同姓不婚」の考え方の背景には、同じ姓を有する人々が同じ先祖から枝分かれしてきたという理解があり、同姓の男女が結婚することは兄妹間の結婚に相当すると見なされ、倫理的に問題があるとされるのである。他方の「異姓不養」は、祭祀を行う際には、先祖と同じ血（同じ姓）を受け継いだ子孫（男児）によって供物が捧げられるべきであり、それ以外の者からの供物は祖霊が受け取らないという考えに基づいている（滋賀 1967: 19-34）。

「異姓不養」の信仰を有する漢民族社会では、「戸絶」を避ける手段として、同姓の家から嗣子を迎え入れ、家系を継承させる工夫がなされてきた。この慣行は「過継」と呼ばれる。嗣子は、迎え入れ先の家の財産を相続するだけでなく、養父母の老後の扶養や死後の祭祀を担う義務を負うことになる（滋賀 1967: 326-350）。

さらに、共産党政権成立以前の中国農村では、まれではあったが、跡継ぎとなる男児を得るために妾を迎えることもあった（滋賀 1967: 560）。そのほか、「戸絶」を避ける手段としては、娘に婿を迎え入れる「招婿」などの方法も存在していた（滋賀 1967: 611）。

以上のような「戸絶」の考え方と、これから本稿で取り上げる「絶戸」の間には、本質的な違いがある⁽²⁾。滋賀も説明しているように、「戸絶」は、たんに跡継ぎ息子がいないだけでなく、戸主およびその配偶者もすでに亡くなっている状態を指している。他方で「絶戸」は、戸主やその配偶者のいずれか、あるいは両方が存命であるものの、跡継ぎ息子がいない状態を意味している。そ

のため「絶戸」であっても、「過継」や「招婿」などの対策を講じれば、「戸絶」状態を回避できる可能性がある。このように両者は異なる意味内容をもっているのである。

2.2 「一人っ子政策」後の「女兒戸」の生活戦略と家意識

「一人っ子政策」によって、生まれた男児の数は一戸に対して一人に限定されたため、「戸絶」回避のための「過継」などは実行が困難になった。こうした状況下において「女兒戸」の増加は、父系優先の家（jia）意識や女性差別を根底から変容させることになったのだろうか。この問いに対してはすでにいくつかの研究が検証を試みている。以下では、その代表的な研究を紹介しつつ、検討を加えておきたい。

農村における女性の地位向上に関心を有する李銀河は、河北省の後村での調査をもとに次のように主張した。すなわち、漢民族の農村においては、共産党政権樹立以降も女性の社会的地位は男性より低いと考えざるをえない。その要因の第一は、女系を系譜継承から排除し、男系の継承を重視する宗族制度が存続した点である。第二に、夫居住婚（妻が結婚に伴って生家の村を離れ、夫の村で「よそ者」として新たな人間関係を築かなければならない婚姻形態）が存在したことである。李はこの二つの仕組みが続く限り、漢民族農村における女性の社会的地位の向上は困難であるとした（李 2009）。

ここで李はこの後村における調査のなかで、「女兒戸」について次のことに言及している。すなわち、後村において「女兒戸」になった場合は、老親扶養を確保する手段として、娘を村内で結婚させるという対応を取っていたという指摘である。後村は雑姓村であるが、「同村不婚」の規範が存在していた。しかし、「一人っ子政策」の実施以降、「女兒戸」の増加に伴い、「過継」による対応が困難となったため、老親扶養を目的として、娘を村内の異姓の男性と結婚させる「村内婚」が増加したというのである（李 2009: 93）。

このように李は「女兒戸」の生活戦略を記録しているが、李の主要な問題関心は農村女性の社会

的地位の向上に置かれており、とくに宗族制度と夫居住婚がその妨げになっていると考えているため、後村において「女兒戸」が村内婚という生活戦略を取っていた事実は、李にとって特筆すべき現象とみなされることはなかった。

それに対して、楊華は「一人っ子政策」以降の「女兒戸」の家意識に焦点を当てて考察を行っている。楊によれば、湖南省南部の山村の村人たちは、その生きる意味を次の3つの出来事に集約して考えていたという。すなわち、①息子の誕生、②息子のために家を建てること、③息子に嫁を迎えさせることである。そのため跡継ぎ息子がいない場合、「伝宗接代」（祖先と子孫へと命脈を継ぐこと）が果たされていないと見なされ、生きる意味がないと考える人もいたという。跡継ぎ息子がいない家は「絶代人家」（上記の「絶戸」とほぼ同義）と見下され、村のリーダーになることは決して許されることはなかったという（楊華 2010）。

この楊の考察が示唆することは、「一人っ子政策」の実施によって跡継ぎ息子がいない農家が一気に増加したにもかかわらず、村人の家意識——すなわち、先祖代々の香火を絶やしてはならないという価値観——には大きな変化が見られなかったということである。ただし、これら跡継ぎ息子がいない農家であっても、村での生活は続いているかねばならない。しかし楊は、どのようにしてこの変わらぬ家意識と折り合いをつけつつ、生活を成り立たせているのかという生活戦略については言及していないのである。

そこで本稿では、一人っ子政策によって急激に増加した跡継ぎ息子がいない農家の立場に寄り添いつつ、山東省の農村の事例を通して、それら変わらぬ家意識に直面した農家の生活戦略のあり方について考察していくことにしたい。

3. 山東省中部の農村における「一人っ子政策」の実施による絶戸の増加

3.1 「絶戸」に対応する娘と生家との関わり

本稿の事例地である宋家村（仮名）は、山東省中部に位置する村である。2025年8月時点で、

表 1 跡継ぎ息子がいない農家数と通婚圏の変化（山東省宋家村）

NO	母親の 生年	母親の出身村から宋 家村までの距離	娘の数	娘の 生年	娘の婚出先の宋家村からの距離	補足
1	1930年	10km	1人	—	隣村（張家村：2017年に宋家村と合併）、徒歩7分	夫は1980年代、妻は2010年代に死去。以来「戸絶」になった。
2	1946年	3 km	1人	1971年	宋家村、徒歩4分	一人娘は「もらい子」である。娘は結婚相手とは別姓。
3	1951年	1 km	3人	1971年	長女、張家村、徒歩7分	
				1978年	次女 海外	
				1980年	三女、隣県、車で40分	
4	1951年	2 km	2人	1975年	長女、宋家村、徒歩3分	結婚相手と別姓。
				1978年	次女、宋家村、徒歩1分	結婚相手と別姓。2016年から市政府所在地に移住（車で50分）。
5	1953年	3. 5km	2人	1979年	長女、他村、車で12分	結婚して県政府所在地に移住後、生家の両親を呼び寄せた。
				1980年	次女、他村、車で20分	
6	1957年	6 km	2人	1977年	長女、宋家村、徒歩3分	結婚相手と別姓。
				1980年	次女、他村、車で10分	
7	1962年	2 km	2人	1983年	長女、他村、車で15分	
				1985年	次女、他村、車で30分	
8	1967年	0. 5km	2人	1989年	長女、市政府所在地、車で50分	結婚を機にマンションを購入し、生家の両親を県政府所在地に呼び寄せた。
				1991年	次女、県政府所在地、車で30分	
9	1967年	3000km	3人	1984年	長女、張家村、徒歩10分	表2の6番。母親が雲南省の里帰りの時に三女を妊娠、雲南で出産したことで、一人っ子政策時であったが、山東省での取り締まりを回避できた。
				1986年	次女、他村、車で30分	
				1990年	三女、他村、車で25分	
10	1967年	3000km	1人	1985年	他村、車で10分	
11	1969年	6km	2人	1992年	長女、他村、車で25分	
				1995年	次女、未婚	
12	1970年	1 km	2人	1989年	長女、市政府所在地、車で50分	
				1994年	次女、未婚	
13	1970年	1 km	2人	1989年	長女、市政府所在地、車で50分	
				1993年	次女、未婚	
14	1970年	4 km	1人	1989年	市政府所在地、車で50分	
15	1970年	宋家村内	2人	1984年	長女、市政府所在地、車で50分	14番は隣村に嫁いだが、夫と死別。その後、出身村の同じ苗字の夫と再婚。
				1990年	次女、他村、車で10分	
16	1971年	0. 5km	2人	1993年	長女、県政府所在地、車で30分	
				1995年	二女、未婚	
17	1972年	1 km	1人	1994年	他村、車で10分	長男がいたが、2004年に村のため池で水死。長女夫婦はその後、市政府所在地でマンションを購入し移住。
18	1970年	15km	2人	1992年	長女、他村、車で10分	
				1999年	次女、未婚	
19	1975年	1 km	1人	2004年	次女、未婚	長女がいたが、2016年に交通事故で死去。
20	1976年	宋家村内	2人	1995年	長女、未婚	
				1998年	次女、未婚	
21	1976年	4 km	2人	2003年	長女、未婚	
				2005年	次女、未婚	
22	1976年	3000km	1人	2005年	未婚	
23	1976年	2 km	2人	1998年	長女、未婚	
				2005年	次女、未婚	
24	1976年	2 km	2人	2006年	長女、未婚	長男がいたが、2004年に村のため池で水死。
				2006年	次女、未婚	
25	1977年	1 km	2人	1999年	長女、隣県、車で40分	
				2000年	次女、未婚	
26	1977年	20km	2人	2000年	長女、他村、車で20分	
				2004年	次女、未婚	
27	1979年	2 km	2人	2001年	長女、他村、車で12分	
				2008年	次女、未婚	
28	1982年	3km	2人	2005年	長女、未婚	
				2012年	次女、未婚	

村には 140 戸、514 人が居住しており、住民の 9 割以上が漢民族である。姓は宋姓を中心に、白、孫、李、章なども見られ、雑姓村を形成している⁽³⁾。

宋家村では畑作を主な生業としている。1980 年代には、主食である小麦のほか、トウモロコシ、豆類、綿花といった換金作物も栽培していた。1990 年代以降になると、村の若い男性の多くが農閑期に建築業の出稼ぎに従事するようになり、2000 年代以降は、若い女性たちも紡績工場や村内の製菓工場などの働きに出た。こうした変化に伴い、畑での耕作は小麦とトウモロコシへと集約されていき、農作業の機械化も進展した。しかしポンプを用いた灌漑など、体力を要する作業も多いため、村人にとって息子は現在もなお家の跡継ぎとしてだけでなく、重要な働き手としても重要視されているのである。

表 1 は、「一人っ子政策」(1979~2015 年)が実施されてきた期間において宋家村で「絶戸」となった農家数を示している⁽⁴⁾。さきの滋賀が整理した「戸絶」の定義に基づけば、宋家村で「戸絶」となった農家は 1 戸(表 1 の 1 番)のみである。これに対して、「絶戸」は 26 戸に達している(表 1 の 3 番から 28 番)。実に村全体の 19% を占めている。こうした「絶戸」の増加は、この村にとって未曾有の出来事であった。

表 1 からは、「一人っ子政策」期間中に「絶戸」となった家の女性(母親および娘)の通婚圏の変化を知ることができる。表 1 によれば、「絶戸」となった家の妻(表 1 には「母親」と表記)の出身村と宋家村との距離は、雲南省出身の 8 番、9 番、20 番を除き、すべて 20 キロメートルの範囲内に収まっている。さらに 26 人中 14 人は、宋家村から 2 キロメートル範囲内の出身であることがわかる。

かつて秦兆雄が調査した湖北省の農村では、妻が「娘家」(生家)に日帰りできる距離、すなわち村に半径約 4 キロメートルの範囲が通婚圏であったという。その背景には、以下のような事情があったという。すなわち、第一に、嫁いだ娘が息抜きのために生家へ日帰りできる距離であること。第二に、嫁ぎ先で分家の儀式などが行われる

際、生家の兄がその儀式に立ち会う必要があったこと。そして第三に、娘が嫁ぎ先で亡くなった場合、生家の親族が検視して初めて、死者の棺に釘を打つことが許されるという慣習があったことである。これらの事情から、嫁いだ娘と生家との結びつきは、通婚圏を狭くすることによって親密に維持されてきたと秦は論じている(秦 2005: 157-163)。

本稿の事例地である宋家村においても、嫁いだ娘と生家との結びつきは親密に保たれてきた。具体的には、たとえば表 1 の 8 番(表 1 では母親)は結婚後、夫が新たな商売を始めるなどの節目にあたっては、生家の兄(町で起業をして成功)に相談し、兄からは資金を貸し出してもらうなどの支援を得てきたという。

この事例のように、嫁ぎ先の娘の生活に対しても、生家の親族は経済面を含めて継続的に気を配っており、また娘は婚出後も生家の弟妹の成人や結婚に深く関与することがあるのである。これらは通婚圏が狭いからこそ可能となる。

3.2 通婚圏が遠い農家嫁の孤立

宋家村には、雲南省や四川省など、3000 キロメートル以上離れた地域から嫁いできた女性たちも存在する。こうした遠方からの婚姻は、村人の間では一般的な婚姻形態とはみなされず、多くの場合、貧困や、かつて地主階級出身だったことなどによって、やむを得ず選択された結果であると認識されている。

さらに、宋家村では「絶戸」と並んで、「光棍」(guanggun)という差別的な呼称も存在している。「光棍」とは、貧困などを理由に結婚適齢期を過ぎても独身のままでいる男性のことを指しており、家系の断絶を暗示する言葉として用いられる。「光棍」が結婚できないまま生涯を終えると、その家は「戸絶」となる。そこで宋家村では 1980 年代以降、経済的に恵まれていなかった雲南省や四川省の山村から女性を迎え入れ、「光棍」との婚姻を成立させてきた(表 2)。遠距離結婚が広がる契機となったのは、1984 年頃に宋家村出身の白立(仮名)という青年が軍に入隊し、雲南省に駐屯したことにある。当時、雲南省のベト

表2 雲南省・四川省からの嫁入者（山東省宋家村）

NO	出身地	嫁を迎えた際の夫の年齢	夫の独身理由	嫁の来村時期	宋家村で出産した子供の数	現在の居住地
1	雲南省	36歳	地主	1985年	2（男1女1）	宋家村
2	雲南省	27歳	富農	1985年	1（女）	宋家村
3	雲南省	30歳	貧困	1986年	1（女）	死去
4	雲南省	31歳	地主	1986年	4（男1女3）	宋家村
5	雲南省	25歳	貧困	1988年	2（男1女1）	宋家村
6	雲南省	23歳	貧困	1988年	2（男1女1）	宋家村
7	雲南省	30歳	地主	1991年	3（女）	夫と死別し、宋家村から20km離れた他村で再婚
8	雲南省	28歳	地主	1992年	2（男）	雲南省
9	雲南省	27歳	貧困	1993年	2（男）	雲南省
10	四川省	25歳	貧困	2004年	1（男）	宋家村
11	四川省	33歳	貧困	2006年	1（女）	宋家村
12	四川省	23歳	貧困	2007年	1（男）	不明
13	四川省	39歳	貧困	2009年	1（男）	夫と死別し、宋家村から18km離れた他村で再婚

出典：現地での聞き取り調査に基づき、筆者作成

ナム国境付近の山村では、国境紛争によって多くの若い男性が戦死したため、結婚できない若い女性が多数存在していた。白立はこの状況に着目し、自らの故郷で婚姻に至らない「光棍」たちと、雲南省の未婚女性たちを仲介する役割を担ったのである。

雲南省から嫁を迎えた家庭では、1990年代以降、嫁が帰省した際に現地の未婚女性を紹介したり、山東省へ同行させる例も見られるようになった。2000年代に入ると、四川省から山東省へ出稼ぎに来た女性が、職場の知人の紹介を通じて宋家村の男性と結婚するケースが増加していった。

一方で、遠方から嫁いできた女性たちの婚姻には、さまざまな困難を伴った。雲南省や四川省から来た女性たちは、山東省の方言に慣れるのに苦労した。また実家との間の物理的距離が遠いため、身近に頼れる親族が存在せず、孤立しやすい状況に置かれた。表2の8番の女性は、結婚後に夫から家庭内暴力を受け、耐え難い状況に直面した末に離婚し、雲南省へ帰郷した。さらに、表2の9番の女性も、舅の軽視や家族内での低い地位に苦しみ、同様に離婚して帰郷するに至ったのである。

以上の事例からも分かるように、宋家村におい

ては、遠方からの婚入はあったものの、日帰り可能な距離に嫁の生家のあることが、婚姻の条件として重視されてきたのである。通婚圏が狭いことによって、日常的な相互扶助が可能となり、生家との継続的なつながりも維持されてきたのである。

4. 跡継ぎ息子がいない農家の生活戦略

4.1 「絶戸」を避けるための村人の生活戦略

「一人っ子政策」の実施により出産が制限されるなか、絶戸農家はさまざまな手段を講じて男児を確保しようとしてきたが、成功したのはこの間にわずか2戸にとどまっている。

一例として「捨て子」を迎え入れた農家がある。1953年生まれの阿剛（仮名）とその妻の間には、1976年に長女、1978年に次女、1980年に三女が誕生した。三女の誕生の際には、「一人っ子政策」に違反したとして罰金が科されたうえ、阿剛の妻は政策の一環として避妊手術を強制的に施されることになった。その結果、阿剛夫婦には跡継ぎとなる男児がいないまま、村では「絶戸」として扱われるようになった。

阿剛夫婦はその後、村外から跡継ぎとなる男児を迎え入れる決断をした。1987年、阿剛の妻の

生家がある村（宋家村から約 3 キロメートル離れた場所）で男児が誕生したが、その母親は重い病にかかっており、育児が困難な状況にあった。この事情を知った阿剛の義兄は、男児を妹夫婦に譲るよう交渉を行った。その結果、一定の金銭を支払うことを条件に、阿剛夫婦はその男児を養子として迎え入れることとなった。この養子縁組が男児の人身売買と誤解されることを避けるため、事前に話し合った日時に男児の実母が義兄の家の前にその子を置き去りにし、義兄がその子を「拾う」形式をとったうえで、阿剛夫婦に引き渡す儀式が行われた。村人の証言によれば、阿剛夫婦に対して村外から男児を迎え入れるよう強く勧めたのは阿剛の両親であり、必要な費用もすべて両親が負担したという。

二つ目の事例は、「過継」によるものである。表 2 の 2 番の農家では、雲南省から妻を迎え入れた後、女兒が誕生した。妻はすでにこの時点で高齢であったため、以降の出産は断念された。2 番は三人兄弟の末子であり、長兄には男児が 3 人、次兄には男児が 1 人いた。長兄は 30 代半ばで交通事故により他界していたが、その息子たちが結婚適齢期に達した際、義姉は結納金などの経済的負担に耐えかね、舅姑を介して 2 番夫婦に次男を「過継」するように依頼した。2 番は妻の同意を得たうえで、長兄の次男が 20 歳となった 1991 年に正式な「過継」の儀式を行い、養子として迎え入れられた。その後、2 番夫婦は息子のために家を新築し、結納金を準備して婚姻を成立させるなど、親としての役割を果たした。

このように 1990 年代には、「一人っ子政策」実施以前に男児が 2 人以上いる家が一般的であったために、兄弟から「過継」することが可能であった。またこの時期、「一人っ子政策」によって「絶戸」となる現実が差し迫る状況において、一族の血統が途絶えることをより強く忌避したのは、息子夫婦世代よりもむしろ親世代であった。そのため、「絶戸」の回避に向けた意思決定も親世代によって実質的に主導される場合も多かったのである。

一方で、宋家村においては、前述の表 2 の 2 番や阿剛のように「過継」や外部から男児を養子と

して迎え入れる対応を取った農家は依然少数派なのであった。「絶戸」に直面した村人の多くは、それを宿命として受け入れていたのである。

4.2 「絶戸」を宿命として受け入れた村人の生活戦略

事例地の農村において「絶戸」となることに対して最も懸念されたことは、老親介護の担い手不在と、祭祀を担う者の欠如であった。では宋家村において「絶戸」の宿命を受け入れた村人たちは、これらの課題に対してどのように対応したのだろうか。

さきに述べたように、「一人っ子政策」の実施により、宋家村で「絶戸」となった農家は 26 戸に達した（表 1）。現地調査の結果、これらの農家は老親介護および死後の祭祀に備えて、主に次の二つの生活戦略を講じていたことが明らかとなった。第一は、娘の婚出先を自村、隣村に限定したことである。第二は、祭祀における跡継ぎ息子の役割を、娘が実質的に担うようになったことである。

表 1 にも示されているように、一人っ子政策が実施された 1980 年代以前から、宋家村では娘の婚出先をできるだけ近隣の村に留めておくことが広く行われていた。2000 年代以降も、村内で自家用車の普及が進むまでの期間においては、跡継ぎ息子をもたない農家では、娘の婚出先をできるだけ近距離に限定する傾向が一層強まっていたのである。

たとえば、宋家村で最初に「絶戸」（後に「戸絶」となった表 1 の 1 番の農家は、一人娘を徒歩 7 分ほどの距離にある張家村（仮名）へ嫁がせた。張家村は宋家村に隣接する村であり、2017 年には両村が合併して同一の行政村となっている。徒歩 10 分以内という近距離への婚出には、家経営において複数の利点がある。第一に、「絶戸」農家の老親介護や日常的な農作業の支援が得られやすい点である。張家村は張姓のみからなる単姓村であり、娘をそこに嫁がせることは、「同姓不婚」の慣習を守りつつ、力仕事や看病などの必要が生じた際には、娘夫婦が迅速に生家の支援に駆けつけることが可能となる。

第二に、「絶戸」農家における死後の祭祀への対応においても便宜がある。表1の1番の農家では、夫が亡くなった際、葬儀で跡継ぎの男児が担うとされてきた打幡（はたもち）および頂盆（焼ごらを頂いた後に、投げ捨てて打ち壊す儀式）を、一人娘が代行することとなった。その後、娘は生家の母親を張家村の自宅へ迎え入れ、老後の介護を担った。この後、娘を張家村に嫁がせた「絶戸」農家としてはほかに、表1の3番および8番が確認できる。

宋家村ではこうした「村内婚」の普及に伴い、「同姓婚」も徐々に容認されるようになっていった。表1の2番、4番、6番の農家では、娘を宋家村内の王、孫、李などの異姓の家に嫁がせることで、「同姓不婚」の慣習を維持しつつ、通婚圏を村内に限定する戦略を採用した。さらに、1980年には村内の女性が同姓の男性と見合いを行い、1982年に婚姻が成立した。これは宋家村における最初の「同姓婚」の事例であり⁽⁵⁾、その後は「同姓婚」が村で徐々に一般化していった。

5. 考察：「絶戸」農家の生活戦略にみる継承形態の変化

5.1 「絶戸」農家の娘の二重役割

「一人っ子政策」の実施により、都市部でも農村部と同様に跡継ぎ息子がいない家が続出した。施利平は、家（jia）意識そのものは変化していない状況のもとで、跡継ぎ息子を持たない都市住民の生活戦略に着目している。施によれば、中国政府が「一人っ子政策」を廃止し、2016年以降から第二子の出産が認められるようになると、跡継ぎ息子を持たない都市部の住民は、それまでの娘夫婦へのマンション購入といった投資に代わって、第二子をもうけさせて自らの姓を継がせるように働きかけているという。すなわち一人娘が成人し、結婚適齢期になると、彼女たちは、①従来どおり婚家での嫁役割（婚家の男子後継者の出産、義理の親の扶養、祖先祭祀の継承など）のほか、②新たに生家での「跡取り娘」としての役割（生家のための後継者の出産や老親扶養と祖先祭祀）という「二重役割」が期待されているというのである（施 2024: 14）。

本稿が対象とするのは、施とは異なり、跡継ぎ息子を持たない農村部の家の生活戦略である。そのためであろうか、本稿の調査においては、施が指摘する娘の「二重役割」のうち、「生家のために後継者（第二子）の出産」という側面については確認されなかった⁽⁶⁾。ただし、それ以外の役割——すなわち、婚家における嫁としての役割や、生家における老親の扶養・祖先祭祀の継承といった側面——については、本稿の事例地でも広く確認された。

農村部で「絶戸」となった家に着目すると、都市部とは異なる特徴として、娘に農地の維持・管理、すなわち、物質的生活基盤の確保を期待する傾向が見られる。跡継ぎ息子を持たない農家が、娘を隣村や同じ村内に嫁がせるという生活戦略を選択した背景には、農地管理におけるこうした利便性を重視する意図もあったと考えられるのである。

1998年以降、中国では「土地管理法」の施行により、農地の使用権が30年間固定される制度が導入された。この制度変更は、意図せざる結果として、「絶戸」農家において農地使用権を娘夫婦世帯に長期的に引き継がせる契機となった。具体的には、表1に記載された2, 3, 4, 6, 9番の農家では、娘を隣村または村内に嫁がせた後、娘夫婦に農地の耕作を委ね、その見返りとして主食である小麦を受け取るという相互扶助的な関係が築かれていた。

このように事例地の「絶戸」農家では、老後の生活保障の中に食の確保も含まれているのである。たとえば、表1の6番農家では、村内に嫁いだ長女夫婦に農地を任せ、その代わりに食糧の無償供給を受けている。また、車で10分ほどの距離の村に嫁いだ次女夫婦は、ビジネスで成功し、6番夫婦の生活費や医療費を支援している。こうして、6番夫婦は老後に対する不安を抱くことなく、安定した生活を送ることができているのである。

こうした「絶戸」農家の娘の村内婚は、1990年代から2000年代にかけて集中的に行われた。その後2010年代に入ると、たとえば表1の5番や8番のように、娘の結婚を契機として、県政府

所在地のマンションに移り住み、娘夫婦と同居するケースも出てきた。このような近隣都市へ移り住んだ絶戸農家は、現在は村人から羨望のまなざしを向けられるようになっている。

5.2 跡継ぎ息子がいない農家の「絶戸」に対する受容

先行研究では、「一人っ子政策」の実施によって男児が一人に限定されたために、「過継」などによっても農村では「絶戸」の回避が困難になったと指摘するものが多い(楊龍 2016 など)。それに対して今回の調査では、「過継」の条件が整っていたとしても、それをあえて選ばない農家も相応に多いことが明らかになった。

例として、表 1 の 3 番夫婦を挙げられる。3 番の夫は三人兄弟の次男であり、兄夫婦には男児が 3 人、弟夫婦には男児が 1 人いた。3 番夫婦の間には長女、次女、三女がいたが、1979 年に一人っ子政策が実施されると、3 番の妻は 1980 年に三女を産んで罰金を科された後、避妊手術を強制的に受けさせられ、跡継ぎの男児が生まれる可能性は絶たれたのである。そのため村では「絶戸」と見なされるようになった。

当時、表 1 の 3 番の姑は 3 番夫婦に対して、兄夫婦から男児を一人迎える代わりに、娘を弟夫婦に譲るという「過継」案を提示した。この提案に対して、子どもが多く生活が苦しかった兄夫婦と、一人息子しかおらず女兒を望んでいた弟夫婦は、すぐに賛成の意を示した。しかし、3 番夫婦はこの提案に強く反対の意志を示した。最終的に、3 番夫婦は提案を拒否し、この過継案は立ち消えとなった⁷⁾。

この「過継」とは別に、表 1 の 3 番に対しては、1980 年の冬に、他村で生まれた男児を引き取るという話を持ち上がったことがあった。宋家村から約 10 キロメートル離れた所に、未婚のまま男児を出産した女性がいた。当時は女性の貞操が重視されており、未婚での妊娠・出産は厳しく非難されていた。女性の両親は事態把握後、娘の将来を考慮し、密かに生まれた男児を養子に出そうと、信頼できる村の幹部に相談した。この幹部は 3 番の夫と仕事上の関係があったことから、

「絶戸」である 3 番夫婦に対して、女性の私生児を引き取ってもらえないかと打診した。しかし 3 番夫婦で話し合った結果、秘密を守ることが難しい農村社会において、私生児を引き取った事実を隠し通すことは困難であるとして、この依頼を断ったのであった。

3 番の妻はこの時のことを概ね次のように語っている。すなわち、姑からの過継案を拒否したことで、舅や姑、夫の兄弟夫婦との関係が悪化している状況下で、一族と血のつながりがない私生児を受け入れることは、一族からも反対されるだろう。なぜなら、一族内で過継が行われた場合には、3 番夫婦の財産は最終的に夫の兄夫婦の息子に継承されることになる。ところが、よそから男児を引き取った場合には、その「よそからのもらい子」が財産を相続することになる。このことに対して反発が生じる可能性が高いというのである。このように、財産分与という観点からも、3 番夫婦は最終的に私生児の引き取りを断念したのである。

「過継」の条件が整っていたにもかかわらず、それを実施しなかった例としてはほかに、表 1 の 19 番夫婦がある。2015 年に兄嫁が夫をアルコール中毒で亡くし、一人息子を残して他村へ嫁ぎたいと相談してきたことをきっかけに、19 番夫婦に対して「過継」の提案がなされた。しかし 19 番夫婦も、先に述べた 3 番夫婦と同様に、「絶戸」となる運命を受け入れ、この提案を断っている⁸⁾。

このように、「一人っ子政策」の実施によって出産が制限されるなか、「過継」などの対応策を講じれば「絶戸」となることを回避できたにもかかわらず、それをあえて選ばず、「絶戸」となることを受け入れた農家も存在していたのである。こうした跡継ぎ息子がいない農家は、父系血統の継承(香火の永続)を断念する一方で、娘の婚姻圏をより近隣に留める(または近隣の町に移住した娘夫婦と同居する)ことによって、老後の生活保障を確実にするという生活戦略を選択していたのである。

6. 結 語

中国華北の漢民族農村社会においては旧来、跡

継ぎ息子がいないまま「戸絶」になることは深刻な問題と見なされてきた。そのため「戸絶」につながりうる「絶戸」状態であることも、父系血統の断絶にとどまらず、老親介護の担い手や農作業の労働力の不足、さらに祖先祭祀を担う者の不在といった、日常生活における具体的課題とも密接に関係していると考えられてきた。にもかかわらず、「一人っ子政策」が一世代以上にわたって実施されてきたために、中国各地の農村では、後継ぎ息子のいない「絶戸」状態にある農家が急増したのである。

そこで本稿では、跡継ぎ息子がいない農家の立場に寄り添いながら、これらの農家が旧来の家意識とどのように折り合いをつけつつ、生活戦略を立ててきたのかについて、現地調査にもとに明らかにしてきた。

事例地の宋家村でも、「一人っ子政策」の実施により跡継ぎ息子がいない農家は急増していた。これら「戸絶」に直面した農家の中には、従来の「過継」などの対応をとることで男児を確保する例も見られたが、事例地では少数派であった。多くの農家では、以下のような生活戦略を通じて、対応してきたのである。

その第一は、娘の嫁ぎ先をできるだけ近隣、できれば村内に限定する、いわゆる「村内婚」を生活戦略として選択していたことである。村内婚であれば、少なくとも耕作をはじめとした労働力や老親介護など、生家の生活にとって必要な便宜は得やすかった。また遠方からの婚入が必ずしも家族生活をうまく継続できるとは限らないことを宋家村では並行して経験していたこともあって、村内婚がより積極的に求められたという背景もあった。

生活戦略の第二は、従来のしきたりを見直し、両親の葬儀において婚出した娘が後継ぎの息子に代わって儀式を執り行うことなどを認めるようになったことである。加えて「同姓婚」を認めることで、第一の戦略をより容易にすることも行われるようになった。

以上のように、跡継ぎ息子がいない農家が生活戦略として選び取ったことがらは、生家の成員が死後も含めた生活の安寧を軸としたものであっ

た。村内において「絶戸」であるという評価に変わりはなくても、村での生活上の便宜を十分に継続して得られるように、息子のいない農家では、娘の婚出先を意図的に狭め、かつ村のしきたりの一部を変化させてきたのである。

それでも「一人っ子政策」以前と比較すれば、はるかに「戸絶」に直面する農家は多いままである。本稿の考察から明らかになったのは、跡継ぎ息子がいない農家の中には、自らの代で「戸絶」となることを一種の宿命として受け入れている例も少なくなかった。たとえば、同じ宗族（兄弟）の中に「過継」可能な息子が存在し、かつ姑から強く勧められていたにもかかわらず、それを拒否するという例も存在していた。

このことを伝統への反逆や「一人っ子政策」への服従と捉えることは正しくない。むしろこうした心的態度は、伝統的な父系の血筋を重視する価値観を温存したうえで選び取られたことがらであることに留意が必要である。「絶戸」という一種の差別語が村内で今なお幅を利かせていることが、このことを傍証している。

その意味で、女性の村内における地位上昇が「一人っ子政策」によって果たされたと安易に考えることはできないだろう。ただし、かつて男性のみが関わるべきとされてきた祭祀について一部女性にも開放されつつあること、また村内の同姓婚が一般的に認められるようになるなど、盲目的に伝統的な家意識を守っているだけではないことには留意が必要だろう。

また、跡継ぎ息子がいないことがそのまま当該農家の不幸に直結するわけではない点にも留意すべきだろう。娘夫婦が生家の近隣で暮らしていること、また死後においても実の娘がこの世とあの世を橋渡ししてくれることは、生家の両親にとってはもちろん、その娘にとっても、経済的・精神的な安定をもたらしている。その意味で後継ぎ息子のいない各農家は、生活者としての合理的判断を働かせることによって「一人っ子政策」と対峙し、生活戦略を練り直しながら今日に至ったのだということができないのではないだろうか。

農村を含めた中国全土において今後、急速な少子化が見込まれている。そうした状況の中で、従

来の父系重視の価値観が今後も温存されるならば、村の存続自体が危ぶまれる事態も容易に想像される。「ポスト一人っ子」に向き合わざるを得ない中国農村は、今後どのような選択をしていくのだろうか。さらに継続して注視していきたい。

付記

本稿は、科研費 20K02108, 25K05473 の成果の一部である。

注

- (1) 中国の学者の多くは、「絶戸」よりも、中立的な語感を持つ「女兒戸」を好んで用いる。本稿では文脈に即して両語を使い分けている。
- (2) 「戸絶」と「絶戸」は同意義であるとの主張もある(王彦輝 2008: 228)。
- (3) 2025 年 8 月に村長への聞き取りによる。事例地での調査は、2023 年 8 月 12 日から 25 日、2024 年 8 月 20 日から 29 日、2025 年 2 月 5 日から 17 日、2025 年 8 月 8 日から 14 日、19 日から 25 日にかけて実施した。事例地の宋家村は、2017 年に隣村・張家村と合併して宋張村(仮名)という行政村になったこともあり、本稿では張家村に婚出したことも村内婚に入れた。
- (4) 表 1 の作成にあたっては、直接当事者である女性本人への聞き取り調査を行ったほか、村の広場にある「女性の集まる場」において、「絶戸」家庭の女性(母親や娘たち)に関する出生年や婚姻圏の情報を収集した。のちの表 2 についても同様である。
- (5) このケースの場合、同姓であったが、結婚した 2 人は別の宗族の出身である。
- (6) 中国江南部の農村では近年、両頭婚(跡継ぎ息子がいない農家の娘が結婚後、後継ぎにおいて生家と婚家とを平等に扱う婚姻形態のこと。娘に複数の子どもが生まれた場合に、各子が生家と婚家の姓をそれぞれ名乗る。)が見られた。両頭婚では、生家のために後継者(第二子)を出産することが推奨される。しかし、なぜ江南部の農村に限って両頭婚が見られるかについては、いまだ十分に解明されていない(楊可 2025)。
- (7) 表 1 の 3 番の妻の対応について、閻(2017: 186-7)でも言及している。
- (8) 閻(2020)でも指摘したように、この地域では息子の結婚に際して、親世代が多額の出資を担う

必要があるとされている。息子が「過継」した場合も同様であり、息子の結婚に備えた婚資(結納金、2025 年現在の相場で約 20 万円〔約 400 万円])を準備するだけでなく、マンション(同相場で約 80 万円〔約 1600 万円])を購入して与えることが期待される。一人当たりの年収が 3 万円(約 60 万円)ほどであるなか、このような過大な経済的負担が、兄弟から息子を「過継」することをためらわせ、断念させる要因の一つになっている。

参考文献

〈日本語文献〉

- 小浜正子, 2020, 『一人っ子政策と中国社会』京都大学学術出版会。
- 秦兆雄, 2005, 『中国湖北農村の家族・宗族・婚姻』風響社。
- 滋賀秀三, 1967, 『中国家族法の原理』創文社。
- 施利平, 2024, 『中国の一人娘は出産とどう向き合うのか：一人っ子政策／結婚／世代間交渉』青弓社。
- 閻美芳, 2017, 「中国民衆による『下からの公』の生成プロセス：山東省一農村を事例として」社会学評論 68(2) : 176-193。
- , 2020, 「一人っ子政策は中国の村に何を残したのか：山東省の農村において生育制度が果たした役割に着目して」『村落社会研究ジャーナル』27(1) : 1-12。

〈中国語文献〉

- 費孝通, 1939=2009, 《費孝通全集》第 2 卷, 内蒙古人民出版社。
- 李霞, 2010, 《娘家与婆家》, 社会科学文献出版社。
- 李銀河, 2009, 《後村の女人们—農村性別権力関係》蒙古大学出版社。
- 梁中, 2014, 「艰难的歷程：從“一胎化”到“女兒戸”」《開放時代》2014 年第 4 期 : 11-44。
- 王彦輝, 2008, 「秦汉时期的“戸絶”与社会控制」《妇女研究论丛》2008 年第 6 期(总第 179 期) 228-231。
- 楊華, 2010, 「伝宗接代：農民生活意義の一項基本命題—以湘南宗族性村落“純女戸”為表述対象」《古今農業》2010 年第 2 期 : 10-20。
- 楊可, 2025, 「匹配の花婿：両頭婚の平等追求与文化伝統」《浙江学刊》2025 年第 5 期 : 168-175。
- 楊龍, 2016, 「華北鄉村有女兒無兒子家庭的財產繼承和贍養, 1949-2014」《中国鄉村研究》第 12 輯 : 211-239。

Livelihood Strategies of Chinese Rural Families without Male Heirs:

A case study of rural North China after the one-child policy

Meifang Yan

In traditional rural Han Chinese society, the absence of a son to continue the family line was long regarded as the gravest form of unfiliality. Households without a male heir were often stigmatized as *juehu* (literally, “cut-off households”) and subjected to social discrimination. However, the implementation of the one-child policy (1979-2015) led to a dramatic increase in the number of rural families without sons.

Based on ethnographic fieldwork in a North China village, this paper finds that many such households did not follow the traditional expectation of striving to produce a male heir at all costs. Instead, they gradually came to accept the prospect of becoming a “cut-off household” as a matter of fate, and developed several practical strategies in response.

First, daughters were encouraged to marry locally within the village. This arrangement allowed families to retain essential agricultural labor nearby and ensured that someone would be available to care for parents in old age. Second, villagers began to reassess long-standing customs and increasingly accepted the practice of married daughters taking on roles traditionally reserved for sons in their parents’ funeral rites. Ultimately, the strategies of these sonless households reflect a crucial pivot: away from rigid patrilineal continuity, and toward ensuring practical security and well-being for family members both in life and after death.